



埼玉県報

第 2779 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 8 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 越谷都市計画下水道事業新川都市下水路の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 上尾都市計画下水道事業伊奈公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 小川都市計画下水道事業小川公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越日高線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人日本むし歯予防フッ素推進会議

（変更後） 特定非営利活動法人日本フッ化物むし歯予防協会

三 代表者の氏名

境 脩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市畠山千七百九十四番地藤野歯科医院内

五 定款に記載された目的

（変更前） 本会は、むし歯予防のために必要なフッ化物応用による種々の公衆衛生活動を行うことを目的とする。

（変更後） この法人は、むし歯予防のため水道水フロリデーションをはじめとする種々のフッ化物利用の公衆衛生活動を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー北戸田店

埼玉県戸田市笹目北町二番十九

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 計画地周辺には、倉庫・工場等が集積しており、大型車両の通行が多く、また、既存の商業施設への車両による来客も多くあります。今回の届出に伴う交通量の増加も見込まれるため、交通整理員や警備員等を配置するなど通学途中の児童生徒の交通安全には十分な配慮をお願いいたします。
- (2) 店外に、夜間青少年がたむろすることがないように、適切な明るさを確保するように配慮をお願いします。
- (3) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いいたします。
- (4) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できるように、警備員等の配置による交通整理、違法駐車や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いいたします。
- (5) 見やすいように、駐車場、駐輪場の案内看板等の設置をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年三月八日から平成二十八年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号、昭和五十年埼玉県告示第十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第五百六号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十八号、平成五年埼玉県告示第三百七十二号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成七年埼玉県告示第三百四十三号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千六百六十九号、平成十一年埼玉県告示第五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千五百十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号、平成二十六年埼玉県告示第九百四十六号の事業地に鴻巣市松原二丁目並びに鴻巣市松原三丁目並びに鴻巣市松原

四丁目並びに鴻巣市小松二丁目並びに鴻巣市大間字原並びに鴻巣市滝馬室字
上間を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千八百十号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業新川都市下水道

三 事業施行期間

平成八年十二月十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十七号で告示した蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

蕨市

二 都市計画事業の種類及び名称

蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年埼玉県告示第千七百九十五号で告示した上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

伊奈町

二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画下水道事業伊奈公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年十一月三十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

小川町

二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成五年埼玉県告示第千六百三十一号、平成九年埼玉県告示第千五百九十六号、平成十四年埼玉県告示第三百五十二号、平成十七年埼玉県告示第七百三十五号及び平成二十三年埼玉県告示第四百六号の事業地に小川町大字大塚字鶴巻、字久保田及び字蟹沢、大字飯田字蟹沢字里ノ面並びに大字腰越字小瀬田、字南早道、字清水及び字北早道を加え、小川町大字小川字日向山、大字大塚字杉木、字下耕地、字中耕地、字御門及び字的場、大字角山字恩田ケ戸並びに大字腰越字金井において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号の事業地に吉見町大字北吉見字稲荷原、同字天神谷の全部、大字南吉見字向山、同字新田山、同字新田裏、同字狸山、同字甲塚、同字日向山、同字天神谷の一部、大字久米田字四ノ耕地、同字五ノ耕地、同字七ノ耕地、同字八ノ耕地の一部、大字久保田字北汲田の一部、大字下細谷字刃町の一部において事業地を追加する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九

号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号の事業地に吉見町大字北吉見字稲荷原、同字天神谷の全部、大字南吉見字向山、同字新田山、同字新田裏、同字狸山、同字甲塚、同字日向山、同字天神谷の一部、大字久米田字四ノ耕地、同字五ノ耕地、同字七ノ耕地、同字八ノ耕地の一部、大字久保田字北汲田の一部、大字下細谷字刃町の一部において事業地を追加する。

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

松伏町

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十二月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市北中一丁目百八十八番地の三

鳥羽 浩路

二 指定年月日

平成二十八年三月三日

告 示

埼玉県告示第三百二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県所沢市大字久米千八百二十三番地四十一
有限会社内外電子通信

二 取消年月日

平成二十八年三月三日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

| | |
|----------------|--|
| <p>路線名</p> | <p>川越所沢線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>川越市新宿町三丁目一番三一地先から 同市新宿町三丁目一番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>平成二十八年三月八日</p> |
| <p>備考</p> | <p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第二十 二号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長六七・八〇メートル</p> |

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

| | |
|---|--|
| <p>川越日高線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>川越市大字笠幡字本郷四五六七番一 四地先から同市大字笠幡字本郷四五七七 番六地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十八年三月八日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>延長三一・五〇メートル</p> | <p>備考 交差点整備事業による。 平成二十八年一月十五日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路区域の供用開始 である。</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第十七号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成二十八年 三月一日 |
| 指定に係る道路の位置 | 日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百四十八番から 高萩字蔵脇百六十五番二十二まで |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 百二十二・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 九・〇 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年一月九日第十五号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|----------------------------|----------------------------------|
| 取消番号 | 第十七号 |
| 指定の取消しに係る道路の種類 | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 |
| 指定の取消しの 年 月 日 | 平成二十八年 三月一日 |
| 指定の取消しに係る道路の位置 | 日高市大字高萩字蔵脇百五十八番一から 百六十五番二十二まで |
| 指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル) | 百二十二・〇 |
| 指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル) | 九・〇 |